

## 特記仕様書への記載例

## 第〇条 週休2日工事の試行について

本工事は、受注者希望型の週休2日試行工事である。

実施については、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している奈良県県土マネジメント部「週休2日試行工事」実施要領により行うものとする。

## (費用の計上)

受注者が週休2日を実施しなかった場合や週休2日が達成できなかった場合は、現場閉所率に応じて、当初計上している4週8休以上相当の補正係数を別表に掲げる補正係数に変更し、減額変更を行う。

## 【別表】

## ■補正係数

	＜当初計上＞ 現場閉所率28.5%以上 (4週8休以上相当)	現場閉所率25%以上、 28.5%未満 (4週7休以上8休未満 相当)	現場閉所率21.4%以上、 25%未満 (4週6休以上7休未満 相当)	現場閉所率 21.4%未満 (4週6休未満 相当)
労務費	1.05	1.03	1.01	1.00
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01	1.00
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.06	1.04	1.03	1.00

※労務費に関し、労務費分が明らかになっていない市場単価等については補正の対象としない。

※発注者は、現場閉所の状況に応じて、当初計上している4週8休相当の補正係数を上表に掲げる補正係数に変更する。

## (工事成績評定)

発注者は週休2日試行の対象工事において、受注者が週休2日の実施を選択し、4週単位の週休2日を実施した場合は、工事成績評定において評価するものとする。なお、4週単位の週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績評定における減点は行わない。

## (アンケート調査及びヒアリングの実施)

受注者は、発注者が週休2日試行に関するアンケート調査及びヒアリングを実施する場合は、調査に協力し、アンケート調査においては完了検査日までにアンケートの回答を監督職員に提出するものとする。